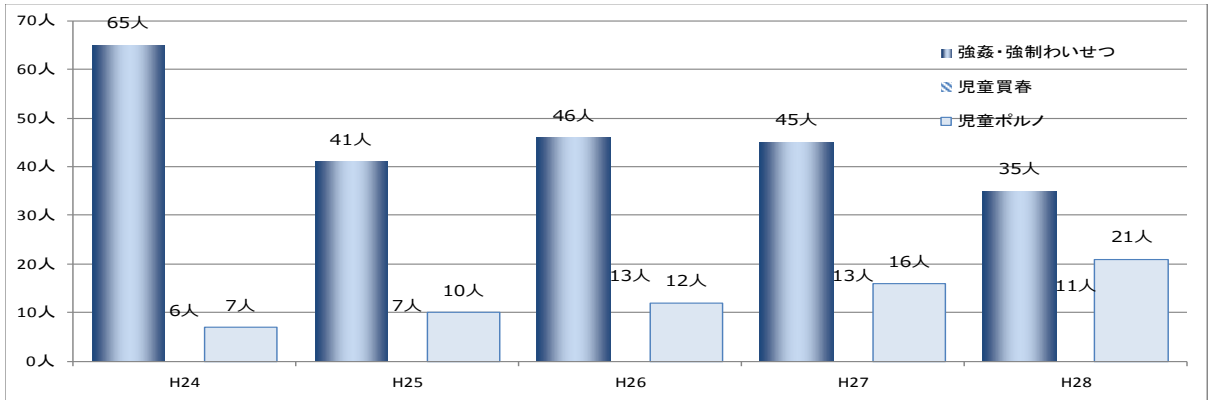


長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について

1 子どもの性犯罪被害の状況（警察統計：暦年）



(暦年)		H24	H25	H26	H27	H28	備考
刑法	強姦・強制わいせつ	65人	41人	46人	45人	35人	
児童買春ポルノ禁止法	児童買春	6人	7人	13人	13人	11人	
	児童ポルノ	7人	10人	12人	16人	21人	H28自画撮り被害15人
県条例	威迫等による性行為					0人	条例施行 H28.7.7
	深夜外出					0人	罰則適用 H28.11.1
合計		78人	58人	71人	74人	67人	

(参考)

児童福祉法	(7人)	(15人)	(12人)	(5人)	(6人)	検挙人数
東御市青少年保護条例	(2人)					検挙人数

2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況（H28.11～H29.3）

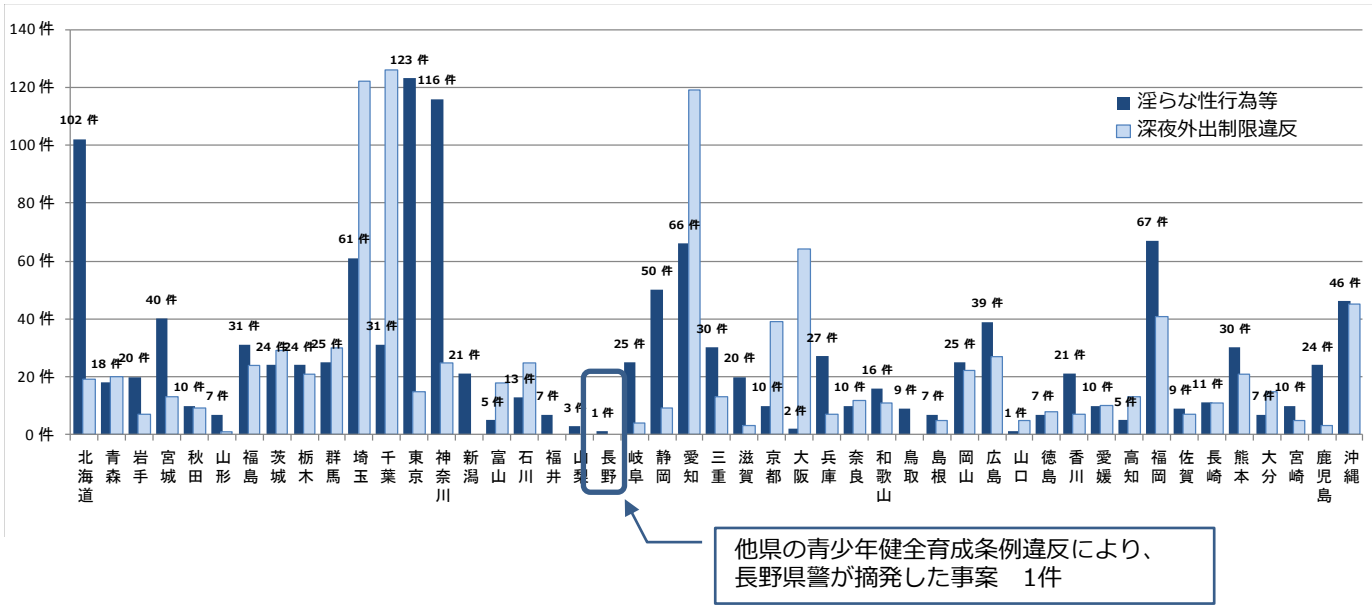
威迫等による性行為等（条例第17条第1項）	0件	
威迫等に該当しない性行為等（本県罰則なし：第2類型）	4件	子ども支援委員会検証 3月2件、5月2件
深夜外出制限違反（条例第18条第2項）	2件	子ども支援委員会検証 5月2件

6件の状況

- (1) 行為者（大人） 県内4人 県外2人
- (2) 被害者（子ども） 男子1人 女子5人
13歳未満 0人 13歳～15歳未満 3人 15歳～18歳未満 3人(行為時)
- (3) 行為者と知り合ったきっかけ
インターネットを介して知り合った 6件
- (4) 事案発覚の経緯
行方不明届、職務質問、サイバー補導、関係者からの相談
- (5) 事案後の対応
家庭での監護 6件
うち、1件はカウンセリング予定

(参考) 都道府県別青少年健全育成条例の摘発件数 (H27: 暦年)

全国 淫らな性行為等 1,266件 深夜外出制限違反 1,030件



3 長野県性暴力被害者支援センター (りんどろハートながの) の相談状況 (H28.7~H29.3)

総相談件数70件のうち、被害時年齢が18歳未満であった相談は19件

70件の事案に対してセンターが行った対応について、平成29年(2017年)5月15日開催の長野県性暴力被害者支援センター運営会議に報告し、委員から助言・指導を受けている。

区分	強姦	強制わいせつ	性的虐待	小計	その他	合計
被害時年齢が18歳未満の件数	5件	4件	5件	14件	5件	19件

注) 「強姦」や「強制わいせつ」等の分類は、相談内容から判断したもの(警察認知ではない)

4 児童相談所の状況

平成28年度の状況が未発表(6月中旬以降、公表予定)のため、次回の青少年問題協議会(9月頃開催予定)で報告

性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談件数等について

県民文化部人権・男女共同参画課

平成29年3月31日現在(開設後約8カ月)

相談受付件数	70	(実数)
--------	----	------

1 被害者・相談受付対応の状況

○被害者の性別は女性が95.7%。相談者別では、本人からの相談が75.7%

○相談受付時間別では、平日日中が約6割、休日・夜間が4割

被害者					相談受付時間		
性別		相談者(被害者との続柄)			平日日中	休日日中	夜間
女性	男性	本人	親族	知人友人			
67	3	53	12	5	41	11	18
95.7%	4.3%	75.7%	17.1%	7.1%	58.6%	15.7%	25.7%

注)構成比の割合(%)については、小数点第2位を四捨五入した値を記載しており、合計は必ずしも100%にならない。
(以下の記載も同様)

2 加害者等の状況

○面識のある者からの被害が8割を超える。

○面識のある者からの被害では、学校・職場以外の知人が4割、親族・近隣が約4分の1

相手方(加害者等)				
面識なし	面識あり			
	親族・近隣	学校関係	職場関係	他の知人
12	18	5	7	28
17.1%	25.7%	7.1%	10.0%	40.0%

3 支援内容

○約3割が直接支援に移行

○直接支援のうち、面談・他機関との連携が多数を占める。

直接支援への移行件数(実数)	総数に占める割合	左の内訳(重複あり)			
		面談	産婦人科医療	法律相談・カウンセリング	他機関との連携
23	32.9%	17	3	2	16

4 相談内容別件数

○相談内容別では、強姦が18.6%、強制わいせつが7.1%、性的虐待・DV(性暴力)が8.6%

○相談のうち、被害時年齢が18歳未満の事案が27%

区 分	強姦	強制わいせつ	性的虐待・ DV(性暴力)	その他	計
相談件数	13	5	6	46	70
割 合	18.6%	7.1%	8.6%	65.7%	100%
上記のうち被害 時年齢が18歳 未満の件数	5	4	5	5	19
割 合	7.1%	5.7%	7.1%	7.1%	27.0%

注)「強姦」や「強制わいせつ」等の分類は、相談内容から判断したもの(警察認知ではない)

5 年代別相談件数

○相談者を年代別で見ると、20歳未満が27.1%で最も多く、次に30～39歳が20%、40～49歳が17.1%を占める。

年 齢	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	不 明	計
相談総数	19	11	14	12	4	10	70
割 合	27.1%	15.7%	20.0%	17.1%	5.7%	14.3%	100%

平成 29 年 3 月 22 日及び 5 月 10 日開催の「子ども支援委員会」における「子どもを性被害から守る条例」に係わる事案の検証状況

平成 29 年（2017 年）6 月 5 日
次世代サポート課

1. 子ども支援委員会における検証の視点

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 「子どもが深夜外出した背景」又は「インターネットで知り合った行為者に会いに行った背景」② 性被害を受けた子どもへの事件後の対応の在り方 |
|--|

2. 委員意見

- ① 子どもたちの行動の背景を議論するには、さらに情報が必要である。

【必要な情報】

- 家庭環境（家族構成・経済状況・家族関係・虐待の有無など）
- 子ども自身の状況（登校状況・成績・交友関係・障害の有無・非行歴など）
- 行為に至る経過（知り合ったきっかけ・行為までの期間と経過・行為者との力関係など）
- インターネットの使用状況（危険性の認識、家庭での監督状況、行為者と知り合ったツール）
- 取り調べに当たっての配慮、事件後の心理面・医療面での対応状況

【対応状況】

⇒情報提供先である県警にも今回の意見を伝え、子ども支援委員会に提供できる内容を確認中。
県警から児童相談所等の支援先機関に案件が引き継がれた場合や県警以外の相談先に相談があった場合の対応や連携方法について、関係機関で協議中。

- ② 事件後の対応については、事件直後のケアに加え、長期的な視点でも考える必要がある。

- 事例のうち、カウンセリングを希望しているのはわずかだが、現時点でケアを必要としていなくとも、将来、今回の事案が精神的な障害となり、ケアが必要となることもある（何年か後に、恋人ができた時など）。

➢ 長いスパンでのケアのあり方について検討が必要

- 事件から時間が経過した後にフラッシュバックをおこさないためにも、事件後、子ども本人の本心に寄り添い対応していくことが重要。
- 事案直後は、本人・家族ともに、「被害感情」よりも、「これ以上、事案に触れないでほしい」「世間を騒がせた」などの意識が強く働くため、多くの場合、「ケアを望んでいない」という形になるのではないか。
- 被害意識がある子どもへはケアが必要だが、被害意識がなく（乏しく）、安易な性行動を起こす（性行為の意味又はリスクを正しく認識していない）子どもに関しては教育・指導が必要。
- 条例の趣旨である、「大人の責任」として「大人が子どもを性被害から守る」「子どもの人権を守る」という視点が重要である。

➢ 事案が表面化したことにより、「子どもの人権が守られない」ことがあってはならない（事案により、子どもが家庭内で居場所を失う（居づらくなる）など）。

- 相談しやすい個々の案件にふさわしい（個人の特性に応じた）相談機関の広報と適切な支援機関の検討が必要。
- 性行為を受けた子どもは、妊娠検査や HIV 検査をきちんと受けているのか、とても重要な部分である。

長野県子どもを性被害から守るための条例について（概要）

長野県県民文化部次世代サポート課

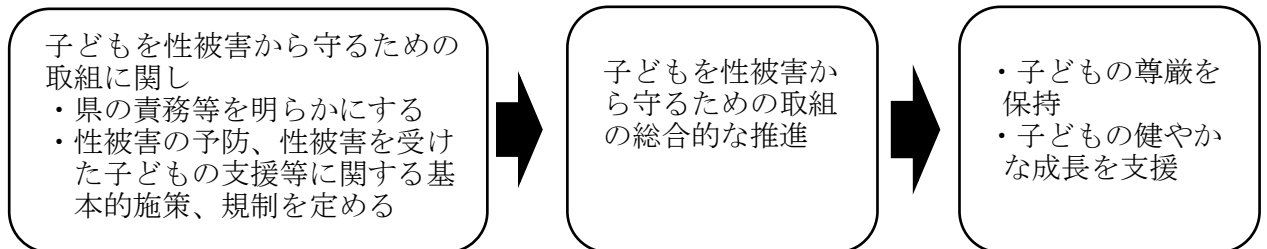
1 制定の背景及び意義

長野県は、これまで住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、県民運動として地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできたが、インターネットや携帯電話等の発展・普及などの社会環境の大きな変化の中で、子どもの性被害が増加し、看過できない状況になっている。

このため、性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例の制定により、これまで青少年の健全育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の伝統と特性を生かした子どもを性被害から守るための新たな仕組みを作るものである。

2 条例の概要

(1) 目的



(2) 基本理念

- ・子ども（18歳未満の者）は、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在である。
- ・子どもを性被害から守るための取組は、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民等が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものである。

(3) 責務

対象者	責務の内容
県	・子どもを性被害から守る取組について総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・関係者との連携協力 ・県民運動の尊重と推進
保護者	子どもの性被害予防のための教育、性被害を受けたときの保護及び支援
学校等	子どもを性被害から守るための人権教育及び性教育、情報モラルに関する教育
事業者	子どもの性被害の防止のための配慮、県が実施する施策、学校等及び地域の取組への協力
県民	子どもを性被害から守るための主体的かつ自主的な取組及び県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組への協力

(4) 基本的施策

区分	項目	内容
予防	人権教育・性教育の充実	・学校等における人権教育・性教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育・性教育の充実のための団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等

	インターネットの適正な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における情報モラルに関する教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実のため団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等 ・情報通信事業者等との連携協力
	相談体制の充実等	子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制の充実、子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備の促進
	県民運動の推進	県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体に対する研修等
被害者支援		<ul style="list-style-type: none"> ・性被害を受けた子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備等 ・性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修等
啓発活動		市町村と連携し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動

(5) 規制項目等

項目	内容
大人の責任 (基本的な考え方)	大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為等を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないこと
威迫等による性行為等の禁止	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止 (罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせることを禁止
	何人も、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、教えることを禁止
深夜外出の制限	保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に子どもを外出させないように努めること
	何人も、保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止 (罰則:30万円以下の罰金)
	深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めること
	何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めること

(6) 施行期日

平成 28 年 7 月 7 日

(規制項目に係る規定は、平成 28 年 11 月 1 日から施行)

子どもの性被害の状況の公表と検証について

県民文化部次世代サポート課

「長野県子どもを性被害から守るための条例」の規制項目が平成 28 年 11 月 1 日から施行となることを踏まえ、子どもの性被害の状況及び条例の運用状況等を適切に県民と共有していくことが必要であることから、今後、次のように公表と検証を行っていく。

1 子どもの性被害の状況の公表

- 公表内容
個人のプライバシーに配慮し、被害者等が特定されないように配慮して次の事案の概要を公表
 - 1 逮捕等の事案
 - ① 長野県警察が逮捕した事案
 - ② 逮捕には至らないが、子どもに対する性行為等事案
 - 2 児童相談所、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談状況
- 公表方法
原則年 1 回プレスリリースやホームページで公表

2 第三者による条例の運用状況の検証

- 「長野県子ども支援委員会」での検証
人権侵害への対応の観点で、個別事案を詳細に検証（非公開）
- 「長野県青少年問題協議会」での検証
条例の運用や施策の充実の面から検証（公開）

参考：子ども支援委員会及び青少年問題協議会について

長野県子ども支援委員会	長野県青少年問題協議会
☆目的 子どもに対する人権侵害に関する調査審議	☆目的 青少年の育成・保護等施策に関する調査審議
☆委員構成 児童精神科医、弁護士、臨床心理士等 5名	☆委員構成 大学教授、NPO、青少年育成団体、中・高校長等 15名
☆設置根拠 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例第 19 条の規定により設置	☆設置根拠 地方青少年問題協議会法第 1 条の規定により設置

長野県子どもを性被害から守るための条例

平成28年7月7日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み、子どもを性被害から守るための取組に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策及び必要な規制を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）と相まって、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的とする。

(適用上の注意)

第2条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的な被害をいう。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第178条まで、第181条、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪に当たる行為

(3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当たる行為

(4) 第19条第1項の罪に当たる行為

(5) 前各号に掲げる行為のほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪に当たる行為

(6) 性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為で前各号に掲げる行為に該当しないもの

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）その他これらに類する施設をいう。

5 この条例において「県民運動」とは、全ての子どもが、自尊感情及び自己肯定感を育み、社会とのかかわりを自覚することができるように支援するとともに、子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備すること等により、子どもを性被害から守るため、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が相互に連携協力し、又は一体的に実施する取組をいう。

(基本理念)

第4条 子どもを性被害から守るための取組は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。

(2) 県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものであること。

(県の責務)

第5条 県は、前条に定める基本理念(第15条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

3 県は、県民運動を尊重し、それを積極的に推進するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する子どもを守る第一義的責任を有することを認識し、子どもを性被害から守るために必要な教育並びに子どもが性被害を受けたときの保護及び支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、性教育及び情報モラル(情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。第11条第1項及び第2項において同じ。)に関する教育を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、子どもの性被害の防止に配慮するとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、地域社会で子どもを育むことの重要性を認識し、子どもを性被害から守るため、主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(性被害の予防のための教育の充実)

第10条 県は、学校等における子どもに対する人権教育及び性教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

(インターネットの適正な利用の推進)

第11条 県は、学校等における子どもに対する情報モラルに関する教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、情報通信事業者等との連携協力により、子どものインターネットの適正な利用を推進する取組を行うものとする。

(相談体制の充実等)

第12条 県は、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制を充実するとともに、子どもが悩み等を抱え孤立することのないよう、大人の見守り及び支援の下で、安心して過ごすことができる場の整備を促進するものとする。

(県民運動の推進)

第13条 県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体等に対する研修その他の必要な支援を行うものとする。

(性被害を受けた子どもへの支援)

第14条 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、当該子どもが健やかに成長するため、関係行政機関、医療機関等と連携協力し、当該子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第15条 県は、市町村と連携協力し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(大人の責任)

第16条 大人は、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであることを自覚しなければならない。

(威迫等による性行為等の禁止)

第17条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。

2 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。

3 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。

(深夜外出の制限)

第18条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下この条において同じ。）に子どもを外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。

3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

4 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(罰則)

第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 第17条第1項又は前条第2項に規定する行為をした者は、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(適用除外)

第20条 この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例の罰則は適用しない。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、また同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（平成28年7月7日）から施行する。ただし、第17条から第20条までの規定は、平成28年11月1日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、子どもを取り巻く社会環境の変化、この条例の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。